



人権だより

【問合先】桂川町人権センター ☎65・1187

子ども基本法

桂川町では昨年一年間、子どもの人権をテーマにして人権講演会やパネル展などの取組を行ってきました。3月に各家庭へお配りした人権啓発冊子「けいかん」のなかで、子どもの権利条約について掲載しています。

この国際条約には、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」という4つの子どもの権利が定められています。日本は1994年にこの条約に批准していますが、

この条約自体が日本ではあまり認知されていませんでした。国内法では児童福祉法や教育基本法など、それぞれの分野での個別の法律はありますが、子どもの権利を守る基本となる法律が定められていませんでした。

そこで昨年6月に、子どもの権利を守る包括的な法律として、子ども基本法が制定されて4月1日から施行されています。

○子ども基本法の内容

対象となる子どもの定義について、心身の発達過程にある者とされていて年齢の決まりはありません。

基本理念は

- ・ 全ての子どもが個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別的な扱いを受けないようにすること。

- ・ 全ての子どもが適切な養育、生活の保障、保護をされて健全な成長をし、権利が保障されること。教育を受ける機会が等しくあること。

- ・ 全ての子どもが、意見を表明する機会、社会活動に参画する機会が確保されること。

- ・ 全ての子どもが意見が尊重され、最善の利益が優先され考慮されること。

- ・ 子どもの養育は家庭を基本として、保護者に第一義的責任がある認識の下、十分な支援を行うこと。家庭養育が困難な場合はできる限り家庭と同じ養育環境を確保すること。

- ・ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

この理念を基にして、少子化対策、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策などの政策がすすめられます。

私たちが子ども基本法の意義を理解して、子どもが安心して暮らせる社会を築いていくことが大切だと思います。